重の廃車はお早

軽自動車税の課税基準日は4月1日です

4月1日以降に廃車や名義変更の手 続きを行った場合、一年分の税金がか かります。月割り制度はありませんの で、途中で名義変更をされた場合でも 税金をお返しすることはできません。

軽自動車を

- ①使用していない
- ②盗難に遭った
- ③他の人に譲った



上記①~③の場合には廃車または名義変更の手続きが 必要になります。お早めの手続きをお願いします。

車種・排気量	手続場所	お問い合わせ
・原動機付自転車 50cc以下〜125cc ・小型特殊自動車	七ヶ宿町役場 町民税務課(税務係)	☎ 0224-37-2193
・二輪車(軽二輪) 126cc~250cc ・軽自動車 660cc以下	宮城県軽自動車協会	仙台市宮城野区中野字腰廻 99 ☎022-388-6033
・二輪車 (二輪の小型車) 251cc以上	東北運輸局 宮城運輸支局	仙台市宮城野区扇町3丁目3-15 ☎022-235-2517

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193(担当:村川)

民生委員は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・ 援助活動を行っています。また、児童福祉法のもと児童委員を兼ねており、地域の子どもたち が元気で安心して暮らせるように、見守りや子育ての不安、妊娠中の心配ごとなどの相談・支 援等を行っています。

民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と専門機関 をつなぐパイプ役を務めます。令和元年12月1日に委嘱された民生委員・児童委員は下記のと おりです。※主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当する児童委員のことをいいます。

担当地区	氏 名
長 老 地 区	市川栄子
横川地区	髙橋武則
瀬見原地区	渡部順子
関 1 地区	吉 田 美代子
関 2 地区	中 川 光 子





●お問い合わせ 民生委員児童委員協議会 事務局 ☎37-2271(担当:吉野) 健康福祉課

☎37-2331(担当:髙橋(俊))

就学援助制度のお知らせ

経済的理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に学用品費等を援助する制度です。 援助の内容や受給の資格等に関する詳細は教育委員会までご相談ください。

対象となる世帯

①要保護世帯

・生活保護(教育扶助)を受給している世帯

②準要保護世帯

- ・前年度及び当該年度の生活保護の停止又は廃止となった世帯
- ・世帯員の年収(給与収入・公的給付金等)が基準額以下の世帯

対象となる経費

学校用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、通学費、修学旅行及び校外活動費 ※要保護・準要保護の区分や児童生徒の学年により対象内容は異なります。

お申込みについて

制度に関する案内は、各学校から児童生徒に配布しますので、案内をご覧のうえ、各学校 にお申込みください。小学校新1年生は、教育委員会へお申込みください。

七ヶ宿小学校 ☎37-2320 七ヶ宿中学校 ☎37-2360

●お問い合わせ 教育委員会 ☎37-2112(担当:三上)

町奨学資金貸付申込みが始まります

令和2年度の奨学資金の貸付申込みの受付を開始します。 申込みの条件等は次のとおりです。

●申込資格・高等学校、高等専門学校、各種専門学校、大学に進学する方

●貸 付 額 ·高等学校、高等専門学校、各種専門学校:月額2万円・3万円 ・大学:月額3万円・4万円・5万円

(いずれも、1万円単位で申込者が金額を選択できます)

●申込期間 3月2日(月)~3月23日(月)

●申込方法 教育委員会に設置している貸付申込書に記入の上、医師の健康診断書と合格通 知書の写しを添付して教育委員会に申込みください。

●連帯保証人 2名の連帯保証人が必要となります。

●その他特別免除の制度はありません。

貸付の適否について審査があり、決定は3月末日までに通知します。

お問い合わせ 教育委員会 ☎37-2112(担当:永倉)

③ 令和2年3月1日号 広報しちかしゅく No.710 ②